

平成20年12月定例会 追加提出条例案の概要

番号	条例名	主な内容
117	武雄市長期継続契約に関する条例	<p>□ 地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定</p> <p>◆ 長期継続契約を締結できる契約</p> <p>① 商慣習上複数年にわたり契約することが一般的な契約のうち規則等で定めるもの (電子計算機、自動車その他の物品を借り入れる契約)</p> <p>② 翌年度以降にわたり継続的に役務の提供を受ける必要がある契約のうち規則等で定めるもの (庁舎等の管理、電子計算機処理に係るプログラム保守等に係る契約)</p> <p>《 施行日 公布の日 》</p>
118	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>□ 健康保険法施行令の一部改正に伴う改正</p> <p>◆ 出産育児一時金の支給額の改定 産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合 ⇒ 3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算</p> <p>* 平成21年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用</p> <p>《 施行日 公布の日 》</p>
119	武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>□ 結核病床を廃止するための改正</p> <p>◆ 結核病床20床の廃止</p> <p>◆ 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【附則第2条】 「結核病棟看護手当」の廃止</p> <p>《 施行日 公布の日 》</p>